

平成30年4月19日□

□原子力規制委員会 宛て

東海・大洗原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 栗崎 博

平成30年度保安検査実施方針について

日本核燃料開発株式会社（使用施設）に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 改善活動の取組状況に係る検査

自らの施設で発生した不適合事象に対し、適切な原因究明が行われ、再発防止を確実にするための是正処置が行われていること、また、平成29年度に発生した「燃研棟事故」を踏まえ、自らの施設に対して、不適合の発生を予防するために改善が必要と判断した事項や他施設から得られた知見について、適用すべきものを確実に予防処置として取り組み、有効性の評価を含めて改善活動が取られていることを確認する。

(2) 保守管理等の実施状況にかかる検査

他事業者での排気系統の未点検等を踏まえて、保安上重要な設備等に対して、保守の計画が作成され、それを実施するための体制が構築され、点検が適切におこなわれていることを検査する。

(3) 異常事象等発生時の措置

外部事象発生時や他事業所の燃研棟事故を踏まえ、異常事象等が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われ、継続的な改善活動が定着していること等を確認する。

なお、保安検査の内容、期間等は施設の運転状況、検査項目の追加等を勘案して適宜、見直しを行う。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

特になし。

3. 保安検査実施時期（期間）

- (1) 第1四半期：5月中旬～6月上旬（1日間）
- (2) 第2四半期：8月下旬～9月上旬（1日間）
- (3) 第3四半期：11月下旬～12月上旬（1日間）
- (4) 第4四半期：2月下旬～3月上旬（1日間）